

島本町文化財調査報告書

第 27 集

桜井・広瀬・青葉・東大寺地区遺跡範囲確認調査概要報告

平成 27 年 3 月

島本町教育委員会

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHILOSOPHY

PHILOSOPHY 101: INTRODUCTION TO PHILOSOPHY

PHILOSOPHY 101

101

序 文

本報告書は、町内の遺跡の広がりを把握することを目的に、国庫補助事業として、平成25年度に実施した桜井地区の共同住宅建設工事に伴う遺跡範囲確認調査、広瀬地区の遺跡範囲確認調査及び平成26年度に実施した青葉地区の共同住宅建て替え工事に伴う遺跡範囲確認調査、桜井地区の研究施設建設工事に伴う遺跡範囲確認調査、東大寺地区の分譲住宅建設工事に伴う遺跡範囲確認調査の成果をまとめたものです。

本町では平成20年7月に町文化財保護条例を施行し、埋蔵文化財について包蔵地の周知と保護を行うとともに、未だ遺跡の確認されていない地域での調査も実施し、新たな埋蔵文化財の発見に努めてきました。

広瀬地区はほぼ全域が広瀬遺跡に含まれ、平成21年度の調査では後鳥羽上皇の造営された水無瀬離宮跡と同時代の建物跡が発見されるなど、中世の歴史を考える上で重要な資料となりました。また、原因者負担で行われた平成24年度の広瀬遺跡の調査では、平安時代の建物跡群や縄文時代の住居跡が検出されるなど、続々と新たな発見がされています。このように、本町には、数多くの文化財の存在が周知されており、これらの文化財を保護・保全し、守り伝えていくことが私達の大切な役目と考えます。

最後になりましたが、調査にあたりまして、多大なご指導、ご協力を賜りました関係諸機関の皆様、また発掘調査にご理解、ご協力いただきました土地所有者の方や近隣の皆様方には紙面をおかりして、深く感謝しお礼を申し上げますとともに、本町の文化財保護行政に対し、今後とも、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

島本町教育委員会
教育長 岡本克己

例 言

1. 本書は、平成25・26年度国庫補助金事業として、大阪府教育委員会事務局文化財保護課の指導のもと、島本町教育委員会が実施した、桜井・広瀬・青葉・東大寺地区の遺跡範囲確認調査報告書である。
2. 島本町教育委員会事務局生涯学習課嘱託職員木村友紀を担当者とし、前年度の発掘調査は平成26年3月3日に着手し、3月21日に終了、今年度の発掘調査は平成26年4月14日に着手し、島本町立歴史文化資料館整理室で引き続き整理調査及び報告書作成業務を実施し、平成26年3月31日に本書の刊行を以って完了した。
3. 調査及び整理作業にあたっては、下記の調査員及び調査補助員の参加を得た。(順不同)
【調査員】 坂根 瞬
【調査補助員】 原 由美子 布施 英子
4. 本書の執筆は木村が行い、作成・編集は木村、坂根が行った。
5. 本調査に関わる資料の保管と活用及び本調査によって作成された資料などの管理は、島本町教育委員会がこれにあたる。
6. 現地作業及び整理作業においては、関係機関ならびに方々には貴重なご指導ご教示を賜った。記してここに感謝の意を表します。(敬称略、順不同)
八幡市教育委員会 小森 俊寛、公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所 上村 和直

凡 例

1. 本書に用いた標高は、東京湾平均海水面 (T.P. [Tokyo Peil]) を基準とした数値である。
方位は、国土座標第IV系における座標北である。
2. 土層断面図の土色は、小山正忠・竹原秀夫編『新版標準土色帖』第12版を使用した。
3. 遺構記号については、以下の通りである。
SA : 堀 SD : 溝 SG : 苑池 SK : 土坑 SX : その他
4. 本書で使用している北は、特に断りのない限りは「真北」を示す。

目 次

序文

例言

凡例

目次

挿図目次

付表

図版目次

第1章 はじめに

第1節 島本町の地理的概要 ----- 1

第2節 島本町の歴史的環境 ----- 1

第2章 調査の概要

第1節 桜井地区（S I T13-1）遺跡範囲確認調査

調査経緯 ----- 3

1) 層位 ----- 4

2) 検出遺構 ----- 4

3) 出土遺物 ----- 5

4) まとめ ----- 6

第2節 広瀬地区（H S13-3）遺跡範囲確認調査

調査経緯 ----- 6

1) 層位 ----- 8

2) まとめ ----- 8

第3節 青葉地区（A B T14-1）遺跡範囲確認調査

調査経緯 ----- 9

1) 層位 ----- 10

2) まとめ ----- 10

第4節 桜井地区（S I 14-1）遺跡範囲確認調査

調査経緯 ----- 12

1) 層位 ----- 13

2) 検出遺構 ----- 15

3) 出土遺物 ----- 17

4) まとめ	18
第5節 東大寺地区 (MS14-1) 遺跡範囲確認調査	
調査経緯	19
1) 層位	20
2) まとめ	20
第3章 平成26年度埋蔵文化財調査概要	

挿図目次

第1図 島本町内遺跡分布図 (1/10,000)	
第2図 桜井地区 (SIT13-1) 調査位置図 (1/2,500)	3
第3図 桜井地区 (SIT13-1) 平面図・断面図 (1/50)	5
第4図 広瀬地区 (HS13-3) 調査位置図 (1/2,500)	6
第5図 広瀬地区 (HS13-3) 平面図・断面図 (1/100)	7
第6図 青葉地区 (ABT14-1) 調査位置図 (1/2,500)	9
第7図 青葉地区 (ABT14-1) 平面図・断面図 (1/50)	11
第8図 桜井地区 (SI14-1) 調査位置図 (1/2,500)	12
第9図 桜井地区 (SI14-1) 断面図 (1/100)	14
第10図 桜井地区 (SI14-1) 平面図 (1/300)	16
第11図 東大寺地区 (MS14-1) 調査位置図 (1/2,500)	19
第12図 東大寺地区 (MS14-1) 平面図・断面図 (1/50)	21

付 表

付表1 本報告書掲載遺跡	2
付表2 平成26年度 埋蔵文化財発掘の届出・通知の工事目的内訳	22
付表3 平成26年度 土木工事計画届出書の工事目的内訳	23

図版目次

図版一 桜井地区 (SIT13-1) 遺跡範囲確認調査 調査区全景 (東から)	
--	--

調査区西壁

S D03・P01（北から）

図版二 広瀬地区（H S 13- 3）遺跡範囲確認調査

西調査区全景（東から）

西調査区西壁

西調査区南壁

東調査区全景（西から）

東調査区東壁

東調査区南壁

図版三 青葉地区（A B T 14- 1）遺跡範囲確認調査

西グリッド（東から）

西グリッド北壁

西グリッド西壁

東グリッド（西から）

東グリッド北壁

東グリッド東壁

図版四 桜井地区（S I 14- 1）遺跡範囲確認調査一

北東グリッド全景（南から）

北東グリッド北壁

東西トレンチ北壁（東端）

東西トレンチ（S A01・南から）

S A01遺物出土状況

東西トレンチ（段差部分・南から）

図版五 桜井地区（S I 14- 1）遺跡範囲確認調査二

東西トレンチ北拡張区全景（南から）

S X01（北西から）

東西トレンチ北拡張区遺物出土状況

東西トレンチ（S X02・南から）

南北トレンチ1（落ち込み部分・西から）

南北トレンチ1（南端付近・西から）

図版六 桜井地区（S I 14- 1）遺跡範囲確認調査三 出土遺物一

軒丸瓦

軒平瓦

図版七 桜井地区（S I 14-1）遺跡範囲確認調査四 出土遺物二

丸瓦

平瓦

土器類

図版八 東大寺地区（MS 14-1）遺跡範囲確認調査

西グリッド全景（南東から）

西グリッド北壁

西グリッド西壁

東グリッド全景（南西から）

東グリッド北壁

東グリッド東壁



1. 山崎古墓 2. [府指] 有文 関大明神社本殿 3. 鈴谷瓦窯跡 4. [重文] 水無瀬神宮客殿・茶室 5. 水無瀬離宮跡
6. 桜井駅跡 (6) [史] 桜井駅跡 (楠木正成伝承地) 7. 伝待宵小侍従墓 8. 越谷遺跡 9. 源吾山古墳群 10. 水無瀬荘跡
11. 御所池瓦窯跡 12. 桜井遺跡 13. 桜井御所跡 14. 広瀬遺跡 15. 広瀬南遺跡 16. [府指] 天 尺代のヤマモモ
17. [府指] 天 大沢のスギ 18. 山崎西遺跡 19. 神内古墳群 20. 山崎東遺跡 21. [府指] 天 若山神社「ツブラジイ林」
22. 御所ノ平遺跡 23. 青葉遺跡 24. 広瀬溝田遺跡 25. 鈴谷遺跡 1001. 西国街道

第1図 島本町内遺跡分布図 (1/10,000)

第1章 はじめに

第1節 島本町の地理的概要

島本町は、大阪府の北東端、京都府との境に位置する面積16.78km²の町である。北は京都市西京区と長岡京市、北東は大山崎町、東南は八幡市、南は枚方市、西は高槻市に隣接する。

町の面積全体の約7割を山岳丘陵地が占め、人口約3万人の自然豊かな町で、町域の東南部で、木津川、宇治川、桂川の三川が合流して南西に流れる淀川が作り出す地形は、北側の天王山山塊と南側の生駒山地の北端となる八幡市の男山丘陵とを分ける山崎狭隘部と呼ばれる。

自然環境の面でも「大沢のスギ」や「尺代のヤマモモ」、「若山神社のツブラジイ林」が大阪府指定の天然記念物に指定されており、豊かな自然が残されている土地でもある。また水無瀬神宮の「離宮の水」は後鳥羽上皇が造営した水無瀬離宮にちなんで名づけられたと言われており、昭和60年7月に大阪府内で唯一、環境庁認定の「名水百選」に選ばれている。

第2節 島本町の歴史的環境

島本町では、国指定史跡桜井駅跡をはじめとして、多くの遺跡や文化財が周知されている。

島本町における人々の生活の始まりは旧石器時代にさかのぼる。山崎西遺跡は未調査のため様相は不明であるが、サヌカイト製の国府型ナイフ形石器とチャート製の剥片数点が採取されていることから、旧石器時代の終わり頃から人々が生活し始めたと考えられる。

広瀬遺跡では縄文時代晩期の住居跡が検出されている（未報告）。また、町の西側に位置する越谷遺跡では、縄文時代後期に相当する北白川上層式1期から2期の鉢、甕が多く出土し、弥生時代の土器も出土していることから、狩猟・採集の時代から集団で稲作を始める頃へと、人々の生活が途切れることなく営まれたことが想像される。

その地より東側西国街道に近い青葉遺跡や史跡桜井駅跡周辺においても近年、弥生時代中期から後期にかけての土器が出土しており、広い範囲で古代から生活が営まれたと考えられる。

桜井地区の源吾山古墳群と高槻市にまたがる神内遺跡からは、名神高速道路建設時に古墳時代の土器や鉄器が採集され、付近に古墳や古墳時代の集落があったことを示している。

奈良時代に入ると、奈良の東大寺に瓦を供給したのではないかとされる鈴谷瓦窯が造られた。この地の南に位置する御所ノ平遺跡では鈴谷瓦窯跡で出土したものと同種の瓦が出土し、竈付の住居跡が検出されたことから、瓦工人の住居ではないかと考えられた。西国街道を中心に広がる広瀬遺跡でも集落跡の存在が確認されており、広範囲にわたって、生活の場が存在したと考えられる。また、水無瀬川の西岸部には、東大寺正倉院に残る日本最古の絵図「撰津水無瀬荘図」に描かれる奈良東大寺領の荘園「水無瀬荘」が造営された。

その後、平城京から長岡京、平安京へと遷都されていくにつれ、島本町は水・陸の交通上重

要な位置を占めるようになった。『延喜式』にある山崎駅の記述や『土佐日記』、『更級日記』などには、山崎津の賑わう様子が記載されている。平安時代初頭には桓武天皇や嵯峨天皇が頻繁に訪れ、この地は狩猟場として利用されていたようである。

『伊勢物語』には、文徳天皇の第一皇子である惟喬親王の御殿が水無瀬にあったと記載されており、広瀬遺跡で検出された平安時代前期の建物跡群は、惟喬親王の水無瀬離宮と関係が深いものであると考えられている（未報告）。

『明月記』には後鳥羽上皇が鎌倉時代のはじめに、水無瀬に離宮を造営し、何度も行幸された様子が記されているが、広瀬遺跡や西浦門前遺跡（未報告）からはその後鳥羽上皇の水無瀬離宮に関連すると考えられる建物跡が検出されている。

中世期以降には、『太平記』の記述で有名な史跡桜井駅跡がある。この史跡は延元元年（1336）足利尊氏の大軍を迎え撃つため京都を発った楠木正成がここで長子の正行に遺訓を残して河内へと引き返らせた「楠公子別れの地」として広く世に知られ、現在もこの地を訪れる観光客は後を絶たない。また、時代はさかのぼるが、桜井駅跡は奈良時代の初め、京から西国に向かう道筋に設置された駅（うまや）の一つに「大原駅」が『続日本紀』に記され、これが桜井駅跡の地を指すものとも考えられている。

第2章 調査の概要

本調査事業は、平成13年度から国庫補助事業として島本町内で周知される埋蔵文化財包蔵地範囲内及び包蔵地範囲外で遺構や遺物の有無などを確認するために行っているものである。

地区名	遺跡名（次数）	遺跡所在地	調査期間
桜井地区	包蔵地外 (S I T13-1)	桜井三丁目38-1	平成26年3月3日～ 3月4日
広瀬地区	広瀬遺跡 (H S13-3)	広瀬二丁目327-1	平成26年3月10日～ 3月21日
青葉地区	包蔵地外 (A B T14-1)	青葉一丁目1061-1	平成26年4月14日～ 4月16日
桜井地区	桜井遺跡 (S I 14-1)	桜井三丁目362-1 他	平成26年5月22日～ 6月2日
東大寺地区	水無瀬荘跡 (M S14-1)	東大寺三丁目62-2、64	平成26年12月2日～ 12月3日

付表1 本報告書掲載遺跡

本書で報告を行うのは桜井地区2件、広瀬地区1件、青葉地区1件、東大寺地区1件である。桜井地区の調査の内1件と広瀬地区は、前年度の年度末に調査を実施したため、島本町文化財調査報告書第25集では報告できなかったものである。本年度の調査とあわせて、本書にて報告を行う。

第1節 桜井地区（SIT13-1）遺跡範囲確認調査

調査期間：平成26年3月3日（月）から3月4日（火）

調査地：大阪府三島郡島本町桜井三丁目38-1

調査面積：約6.0㎡

調査経緯

この調査地は、弥生時代の土器が表採されている桜井遺跡より約40m南に位置する。約170m西には平安時代末期から鎌倉時代初頭の女流歌人である待宵小侍従の墓の伝承地、約220m西には円満院法親王の御所跡の伝承地である桜井御所跡、約170m南西には奈良時代の瓦窯跡である御所池瓦窯跡、約220m南西には縄文時代から鎌倉時代の複合遺跡である越谷遺跡が存在する。

本調査地は包蔵地外であるが、このように周囲には多くの遺跡が存在し、これらの遺跡に関



第2図 桜井地区（SIT13-1）調査位置図（1/2,500）

係する遺構が存在する可能性があったため、試掘調査を実施した。

本調査は、共同住宅建設工事に伴うものである。現況は農地であり、建設工事にあたり盛土がされるため遺跡への影響は少ないが、一部浄化槽が埋設され、遺跡が破壊される恐れがあったため、浄化槽埋設部分を調査範囲として設定した。

試掘坑は南北約2m、東西約4mの幅で設定し掘削を行ったところ、現地表面から約50cmの深さで遺構面を確認したため、その深さまで全体を掘削し、下層の確認のために試掘坑西端を約2mの深さまで掘削を行った。

1) 層位 (第3図)

上から順に、21～27cmの厚さで黒褐色粘砂土の現耕作土(第1層)、20～28cmの厚さでにぶい黄褐色粘砂土の床土(第2層)、4～6cmの厚さで褐色粘砂土(第9層)、4～6cmの厚さでにぶい黄橙色粘砂土(第10層)、5～20cmの厚さで明褐色粘砂土(第11層)、18～36cmの厚さで暗灰黄色粘質土(第12層)が堆積し、その下層は106cm以上の厚さで黒褐色粘質土(第13層)が続くことを確認した。試掘坑南半では、第9・10・11層を6～12cmの厚さで堆積した褐色粘質土(第8層)が切り込んでおり、流路による堆積であると考えられるが、この第8層と第9層の直上が遺構面となる。

第2層に少量の国産陶磁器や土師器といった近世のものと考えられる土器が含まれているが、耕作時の混入品であると考えられる。

第12・13層と厚く堆積した粘質土が下層に確認できたことから、この調査地は池や沼といった湿地帯状の地形であったことがわかった。

2) 検出遺構 (第3図)

【溝S D01】

東西長は調査範囲が狭いため300cm以上としか知ることができないが、南北幅約65cm、深さ約10cmの東西方向にのびる溝である。深さ約5cmのところ平坦面を形成し、中心約25cmが一段低くなる。上層(第5層)・下層(第7層)共に土師器の小片が出土している。

【溝S D02】

東西長300cm以上、南北幅約45cm、深さ約4cmのS D01とほぼ平行にのびる溝である。埋土内からは土師器・瓦器の小片、少量の炭が出土している。

【溝S D03】

S D01とS D02を切り込む南北方向にのびる溝である。試掘坑北端では東西幅60cm、深さ22cmを測るが、南端では東西幅35cm、深さ4cmと北から南にかけて細く浅くなる。南北長170cm

以上である。埋土内からは土師器・瓦器の小片が出土している。

【ピットP01】

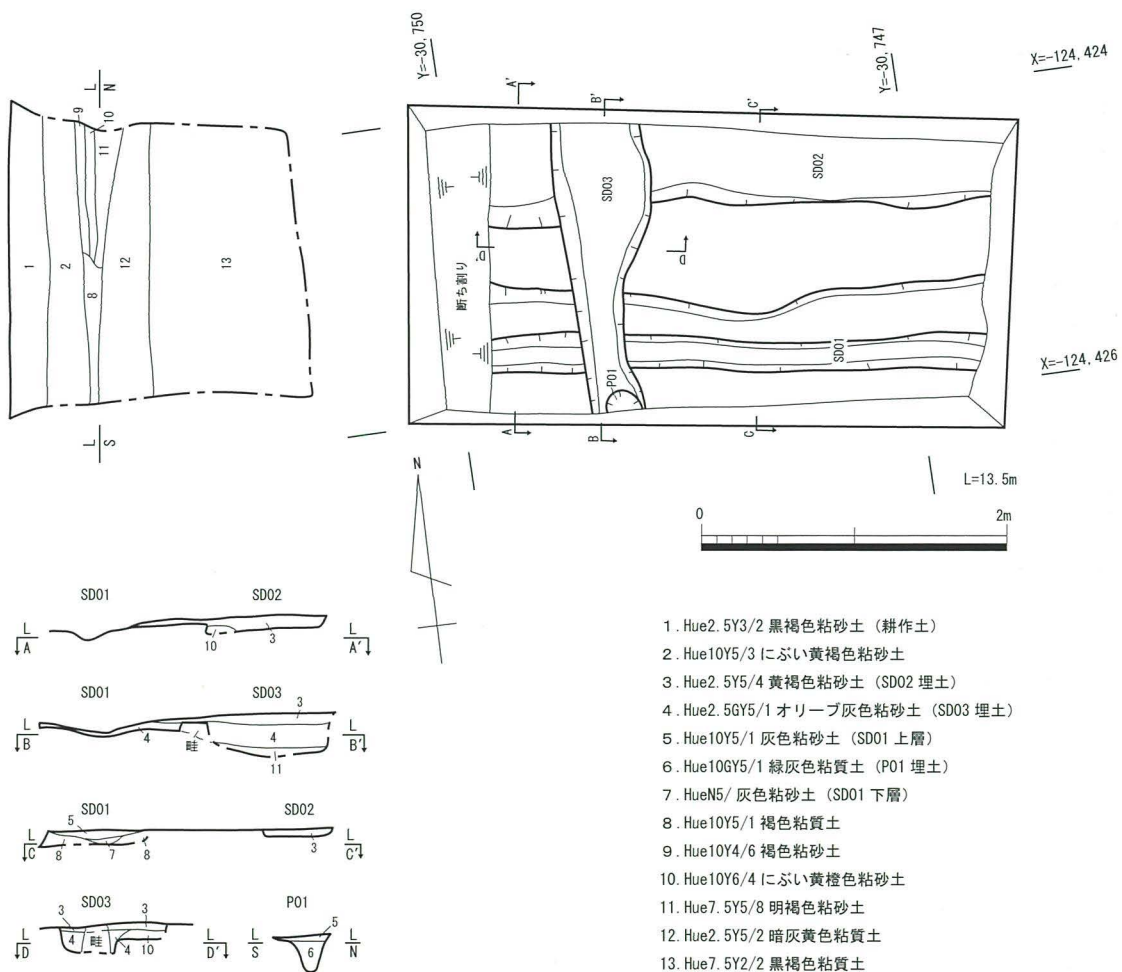
直径24cm、深さ20cmのピットである。調査区南端のSD03下層にて検出した。埋土内からは瓦器の小片が1点出土している。

3) 出土遺物

第2層には中世のものと考えられる土師器の小片が出土したが、近現代の陶磁器や瓦片も出土しており、耕作時の混入品であると思われる。

SD01・SD02・SD03・P01埋土内からは、中世のものと考えられる土師器・瓦器の小片が出土しており、これらの遺構は中世段階に埋まったものと考えられる。また、基盤層である第8層からも中世のものと考えられる土師器・瓦器の小片が出土しており、これらの遺構が形成された年代も中世段階であると考えられる。

今回の調査地から出土した遺物は、全て小片であり、実測できるものはなかった。



第3図 桜井地区 (SIT13-1) 平面図・断面図 (1/50)

4) まとめ

この試掘調査では、現地表面から約50cmの深さで溝跡やピットといった遺構を検出した。それらの年代は、埋土内に含まれる土器の年代から中世のものと考えられる。しかし、出土遺物は全て小破片であり、細かな年代を知ることはできなかった。

調査地周辺には、待宵小侍墓の伝承地や越谷遺跡といった鎌倉時代の遺跡が存在し、御所池瓦窯跡においても鎌倉時代の土器が表採されており、中世に、人々の営みが調査地周辺で行われていたと考えられる。

弥生時代～近世の集落跡である桜井遺跡の性格と合致することから、桜井遺跡を一部拡張し、今後、この地を桜井遺跡として取り扱うこととした。

第2節 広瀬地区（HS13-3）遺跡範囲確認調査

調査期間：平成26年3月10日（月）から3月21日（金）

調査地：大阪府三島郡島本町広瀬二丁目327-1

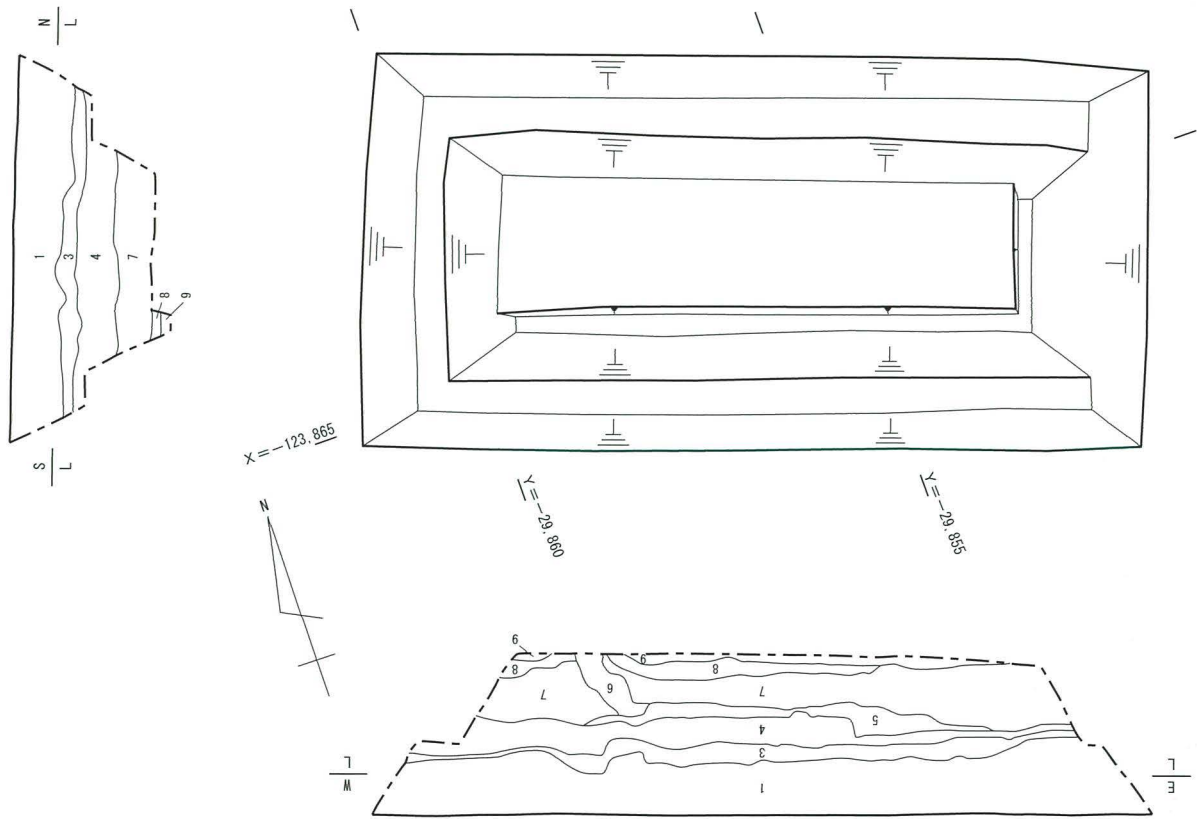
調査面積：59.0㎡

調査経緯

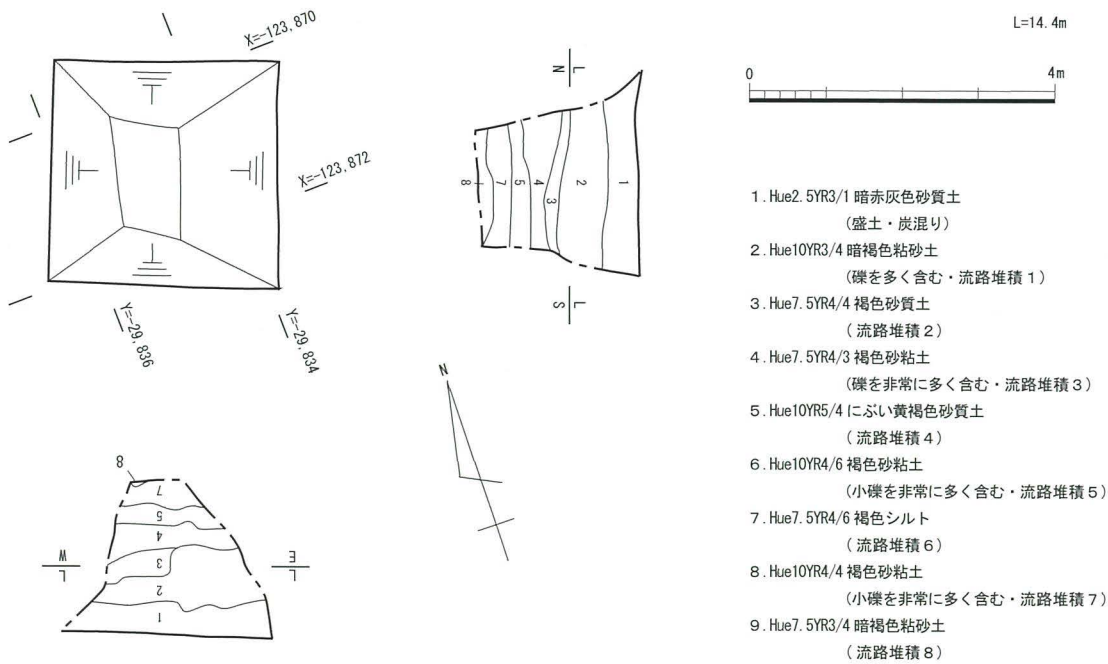
調査地は広瀬二丁目に所在する日蓮宗妙本寺の参拝者用駐車場である。広瀬遺跡に位置し、



第4図 広瀬地区（HS13-3）調査位置図（1/2,500）



西調査区



東調査区

1. Hue2. 5YR3/1 暗赤灰色砂質土
(盛土・炭混り)
2. Hue10YR3/4 暗褐色粘砂土
(礫を多く含む・流路堆積 1)
3. Hue7. 5YR4/4 褐色砂質土
(流路堆積 2)
4. Hue7. 5YR4/3 褐色砂粘土
(礫を非常に多く含む・流路堆積 3)
5. Hue10YR5/4 にぶい黄褐色砂質土
(流路堆積 4)
6. Hue10YR4/6 褐色砂粘土
(小礫を非常に多く含む・流路堆積 5)
7. Hue7. 5YR4/6 褐色シルト
(流路堆積 6)
8. Hue10YR4/4 褐色砂粘土
(小礫を非常に多く含む・流路堆積 7)
9. Hue7. 5YR3/4 暗褐色粘砂土
(流路堆積 8)

第 5 図 広瀬地区 (HS13-3) 平面図・断面図 (1/100)

約25m北には平成23～24年度の発掘調査地が位置する⁽¹⁾。その時の発掘調査では、調査地東端より旧山陽道と考えられる路面を検出した。その時の調査地は、山陽道を踏襲していると言われている西国街道の西側に面しており、今回の調査地は東側に面している。平成23～24年度に検出した山陽道の西端は、現在の西国街道の西端から約6m西にずれており、調査地東側へと続いていた。現在の西国街道は幅約12mであるため、山陽道が西国街道と平行にのびていた場合、今回の調査地から山陽道を検出できれば、山陽道の幅は18m以上となる。また、西国街道は町内の各所で折れ曲がっており、一般的に、直線的にひかれていると言われている山陽道の様相とは異なっている。平成23～24年度の調査地と今回の調査地は非常に近く、山陽道の方向の確定を行うには難しい点もあるが、2件の検出例があれば、ある程度の方向を推測し、本当に西国街道が山陽道を踏襲しているか確認できるのではないかと考えた。これらのことを知るために、日蓮宗妙本寺から参拝用駐車場を賃借し、発掘調査を行うこととした。

山陽道に関する遺構の存在の有無を確認するために、調査地西側に南北約5m、東西約10mの幅で西調査区を設定し、遺構の有無と層位の確認を目的として、東側に南北約3m、東西約3mの東調査区を設定し、両調査区共に深さ約2mまで掘削を行った。

1) 層位 (第5図)

上から順に、30～100cmの厚さで暗赤灰色砂質土の近現代の盛土(第1層)、30～62cmの厚さで礫を多く含む暗褐色粘砂土(第2層)、4～35cmの厚さで礫を多く含む褐色砂質土(第3層)、20～50cmの厚さで礫を非常に多く含む褐色砂粘土(第4層)、11～35cmの厚さで礫を非常に多く含むにぶい黄褐色砂質土(第5層)、25cm以上の厚さで小礫を非常に多く含む褐色シルト層(第7層)、12cm以上の厚さで小礫を非常に多く含む褐色砂粘土(第8層)、15cm以上の厚さで小礫を非常に多く含む暗褐色粘砂土(第9層)が堆積していることを確認した。また、西調査区南西では、第7・8層を切り込む小礫を非常に多く含む褐色砂粘土(第6層)も確認できた。

第2～9層は全て礫を多く含む流路状の堆積である。

第1層の近現代の盛土内に、少量の炭と近世の土器が混入しているが、他の層からの遺物の出土はなかった。

2) まとめ

今回の調査では、山陽道に関係する遺構は確認できなかったが、盛土の下層は厚い流路状の堆積が続き、調査地全体でそれらの堆積が確認できたため、少なくとも幅5m以上の川等といった流路が存在したことがわかった。現在はこのような水路を確認することはできないが、江戸時代末期に描かれた「山崎通分間延絵図」を見ると、妙本寺と水無瀬神宮との間に川が流れ

ており、西国街道と交わる場所には橋が架かっていることが確認できる⁽²⁾。その川と妙本寺や水無瀬神宮との正確な距離を知ることはできないが、今回検出した流路状の堆積はこの「山崎通分間延絵図」に記載された川である可能性がある。

残念ながら、今回の調査では山陽道の幅や方向等を確定することはできなかったが、旧地形を復元の上では重要な発見であった。

山陽道や西国街道は本町の発展過程を探る上で、歴史的に非常に重要な遺跡であると考えられるため、今後もその敷設された位置や形状、構造などを継続的に探っていきたい。

註

- (1) 久保 直子 2013 『広瀬遺跡発掘調査概要報告』島本町文化財調査報告書第23集 島本町教育委員会
(2) 江戸幕府道中奉行所 1806 『山崎通分間延絵図』

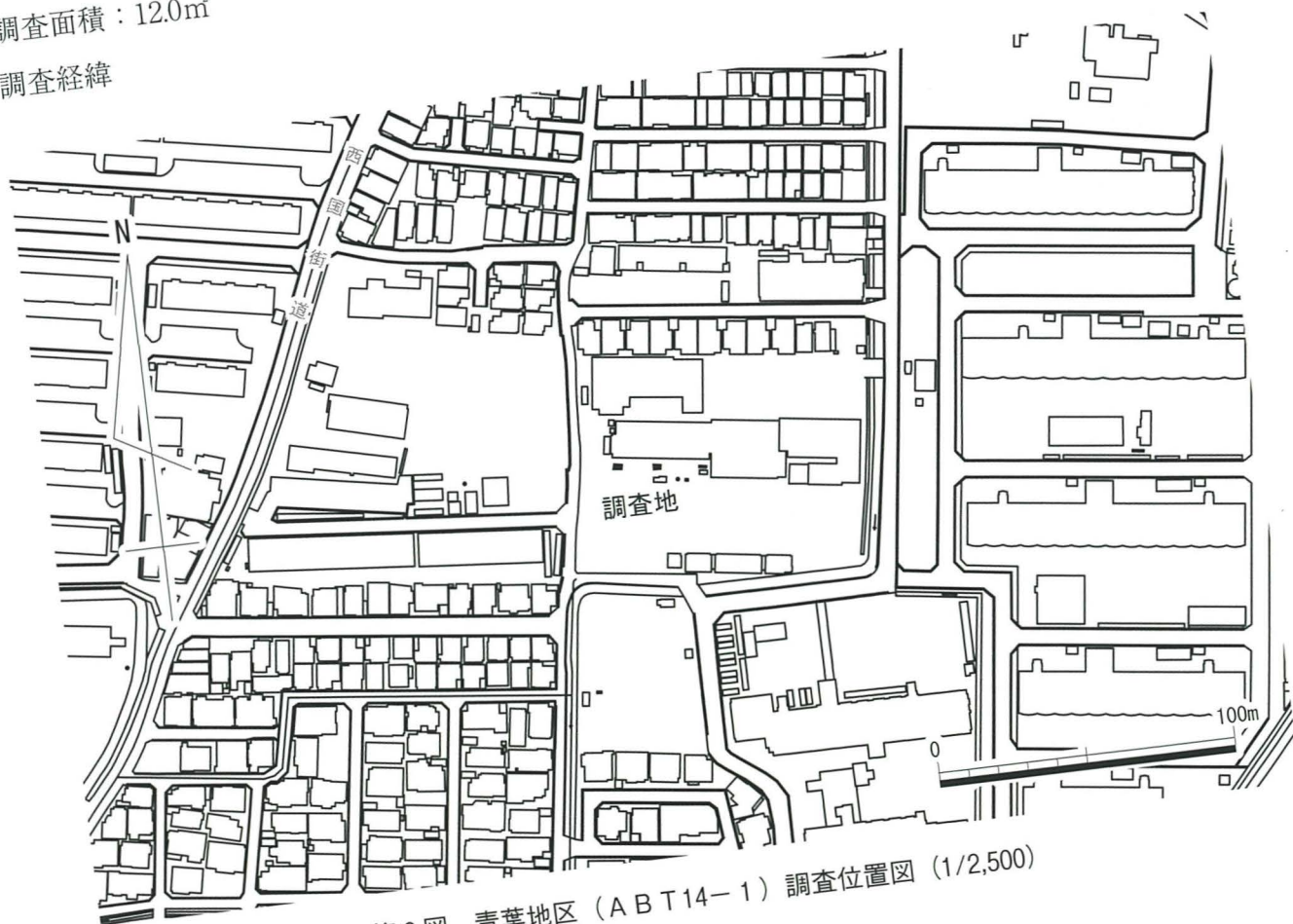
第3節 青葉地区 (ABT14-1) 遺跡範囲確認調査

調査期間：平成26年4月14日 (月) から4月16日 (水)

調査地：大阪府三島郡島本町青葉一丁目1061-1

調査面積：12.0㎡

調査経緯



第6図 青葉地区 (ABT14-1) 調査位置図 (1/2,500)

今回の調査は、共同住宅建て替え工事に伴う試掘調査である。調査場所は、敷地南西の建物増築部分を対象とした。増築部分東端付近に南北約1.5m、東西約2.5mの東グリッドを設定し、西端付近に南北約1.5m、東西約2.5mの西グリッドを設定し、深さ約2mまで掘削を行った。

調査地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、約120m西には西国街道が通っており、約130m北西には弥生時代～近世の集落跡である青葉遺跡が位置する。約150m北東には、平成24年度に実施した水無瀬地区の試掘調査の調査地が位置する⁽¹⁾。この時の試掘調査では、近代の耕作土の下層は湿地帯状の堆積が続くことを確認している。今回の調査地は、青葉遺跡と水無瀬地区の調査地とのほぼ中間に位置しており、青葉遺跡に関わる遺構がどの範囲まで続いているのかを確認するために、今回の試掘調査を実施した。

1) 層位 (第7図)

約6cmのコンクリートを剥いだ後に掘削を開始し、上から順に、4～16cmの厚さで小礫を非常に多く含む青灰色砂質土(第2層)、38～42cmの厚さで直径6cmまでの礫を多く含む明黄褐色粘質土(第3層)、28～38cmの厚さで極大礫を多く含む青灰色砂礫土(第4層)、20～50cmの厚さで暗オリーブ灰色砂粘土(第5層)、14～18cmの厚さで青灰色粘質土(第6層)、8cm以上の厚さでオリーブ灰色粘質土(第7層)、32cm以上の厚さで灰オリーブ色粘質土(第8層)が堆積しているのを確認した。

第2～5層が盛土、第6層が旧耕作土、第7・8層が湿地帯状の堆積であり、今回の調査では、近現代以前の遺物は出土しなかった。

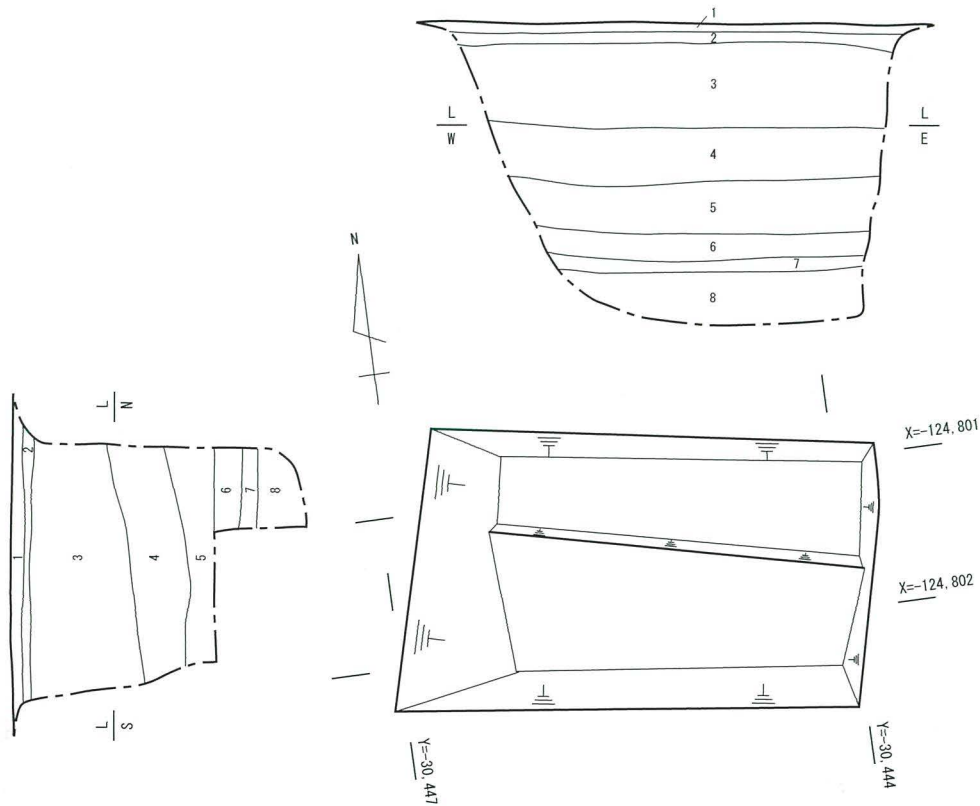
2) まとめ

今回の調査では、約130cmの厚さの盛土(第2～5層)の下層は、耕作土(第6層)の堆積が確認できたが、遺物を含んでおらず、その年代を知ることはできなかった。

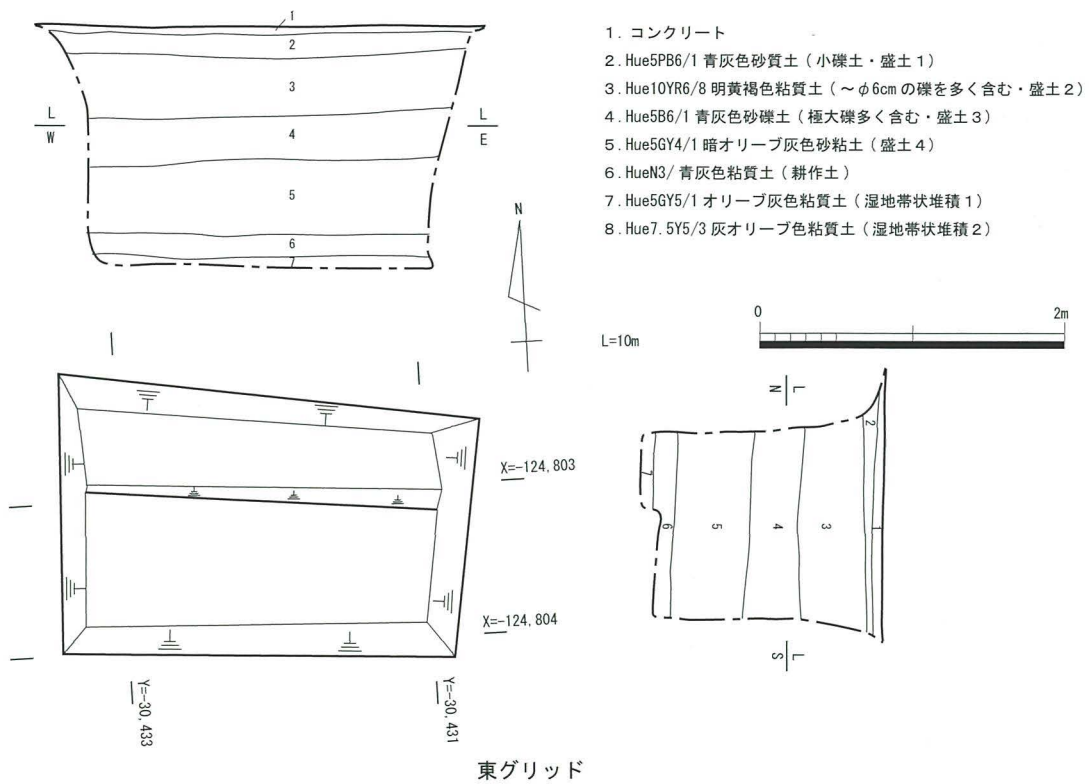
その下層は粘質土(第7・8層)が続き、耕作地になる以前は沼や池といった湿地帯状の地形であったと考えられる。このような地形は、平成24年度に実施した水無瀬地区の試掘調査と同様であり、広い範囲で湿地帯が広がっていたと考えられる。青葉遺跡との間には西国街道が走っているが、西国街道以東は一段低くなり、湿地帯が続いていた可能性がある。今後も青葉遺跡の正確な範囲を確認するためにも、湿地帯が広がっていた部分を確定させつつ、試掘調査を継続していきたい。

註

(1) 木村 友紀 2013 「水無瀬地区遺跡範囲確認調査」『広瀬・水無瀬地区遺跡範囲確認調査概要報告』島本町文化財調査報告書第22集 島本町教育委員会



西グリッド



東グリッド

1. コンクリート
2. Hue5PB6/1 青灰色砂質土 (小礫土・盛土 1)
3. Hue10YR6/8 明黄褐色粘質土 (～φ6cmの礫を多く含む・盛土 2)
4. Hue5B6/1 青灰色砂礫土 (極大礫多く含む・盛土 3)
5. Hue5GY4/1 暗オリーブ灰色砂粘土 (盛土 4)
6. HueN3/ 青灰色粘質土 (耕作土)
7. Hue5GY5/1 オリーブ灰色粘質土 (湿地帯状堆積 1)
8. Hue7.5Y5/3 灰オリーブ色粘質土 (湿地帯状堆積 2)

第7図 青葉地区 (A B T14-1) 平面図・断面図 (1/50)

第4節 桜井地区（S I 14-1）遺跡範囲確認調査

調査期間：平成26年5月22日（木）から6月2日（月）

調査地：大阪府三島郡島本町桜井三丁目362-1他

調査面積：約425.2㎡

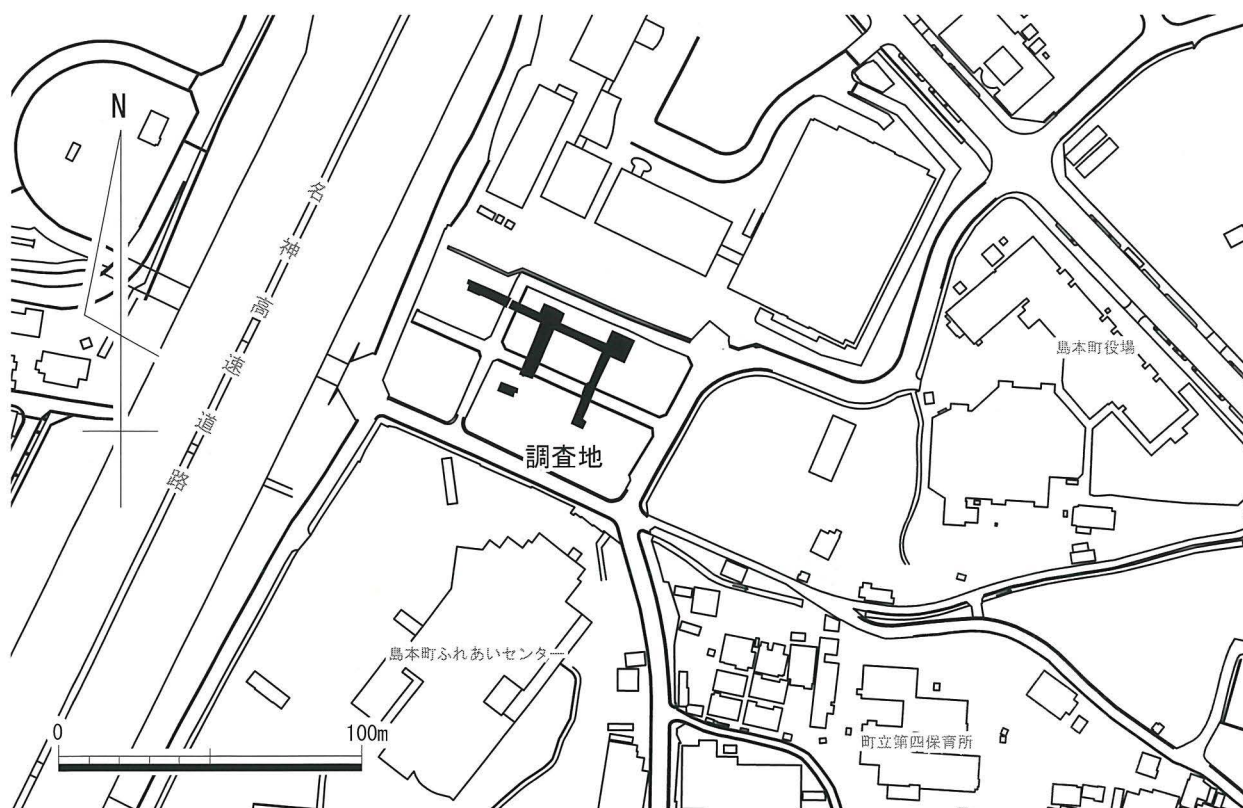
調査経緯

この調査は、研究施設建設工事に伴う試掘調査である。

建設予定地の南半が、桜井遺跡の範囲であり、北半が埋蔵文化財包蔵地外となる。

約40m南西の丘の上は、平成4年に試掘調査が実施されているが、明確な遺構は検出されていない⁽¹⁾。しかしながら、総敷地面積が4939㎡と非常に広大であることから、試掘調査を実地することとした。

試掘調査は当初、南北約8m、東西約8mのグリッドを敷地の北西側・北東側・南東側の三箇所に設定し、深さ約2mまで掘削を行う予定であったが、北東側のグリッドにおいて、多くの遺物を含む包含層を検出したため、急遽計画を変更し、北東側のグリッドから南と西の二方向に幅約3mのトレンチをのぼし、その包含層がどこまで続くのか確認を行った。結果、西側にのぼしたトレンチの敷地中央付近から石を組んで、上面に平坦面を作り出した遺構や溝跡、ピットを確認したため、その地点より約5m幅で南北方向にトレンチをのぼして遺構の広がり



第8図 桜井地区（S I 14-1）調査位置図（1/2,500）

を確認した。

以下では、北東のグリッドを北東グリッド、北東グリッドから南にのばしたトレンチを南北トレンチ1、西にのばしたトレンチを東西トレンチ、東西トレンチから南にのばしたトレンチを南北トレンチ2、北にのばした部分を東西トレンチ北拡張区と表記することとする。

1) 層位 (第9図)

調査地北半では、上から順に6～32cmの厚さで駐車場として利用されていた際の砂利(第1層)、24～52cmの厚さで近現代の盛土と考えられる黄褐色砂礫土(第2層)、20～96cmの厚さで近現代の盛土と考えられる明褐色砂粘土(第3層)、4～26cmの厚さで旧耕作土と考えられる灰色粘砂土(第5層)、8～16cmの厚さで床土と考えられるマンガンを含む褐灰色砂質土(第7層)が堆積していることを確認し、その下層は4cm以上の厚さで遺物や炭を多く含む暗灰色砂粘土(第19層)が堆積していることを確認した。以上が調査地北半全体に共通する層序である。しかしながら、調査地は、東側と比べて西側が高くなっており、約3mの高低差があるため、調査地北半においても、東西によりその堆積の仕方が異なる。

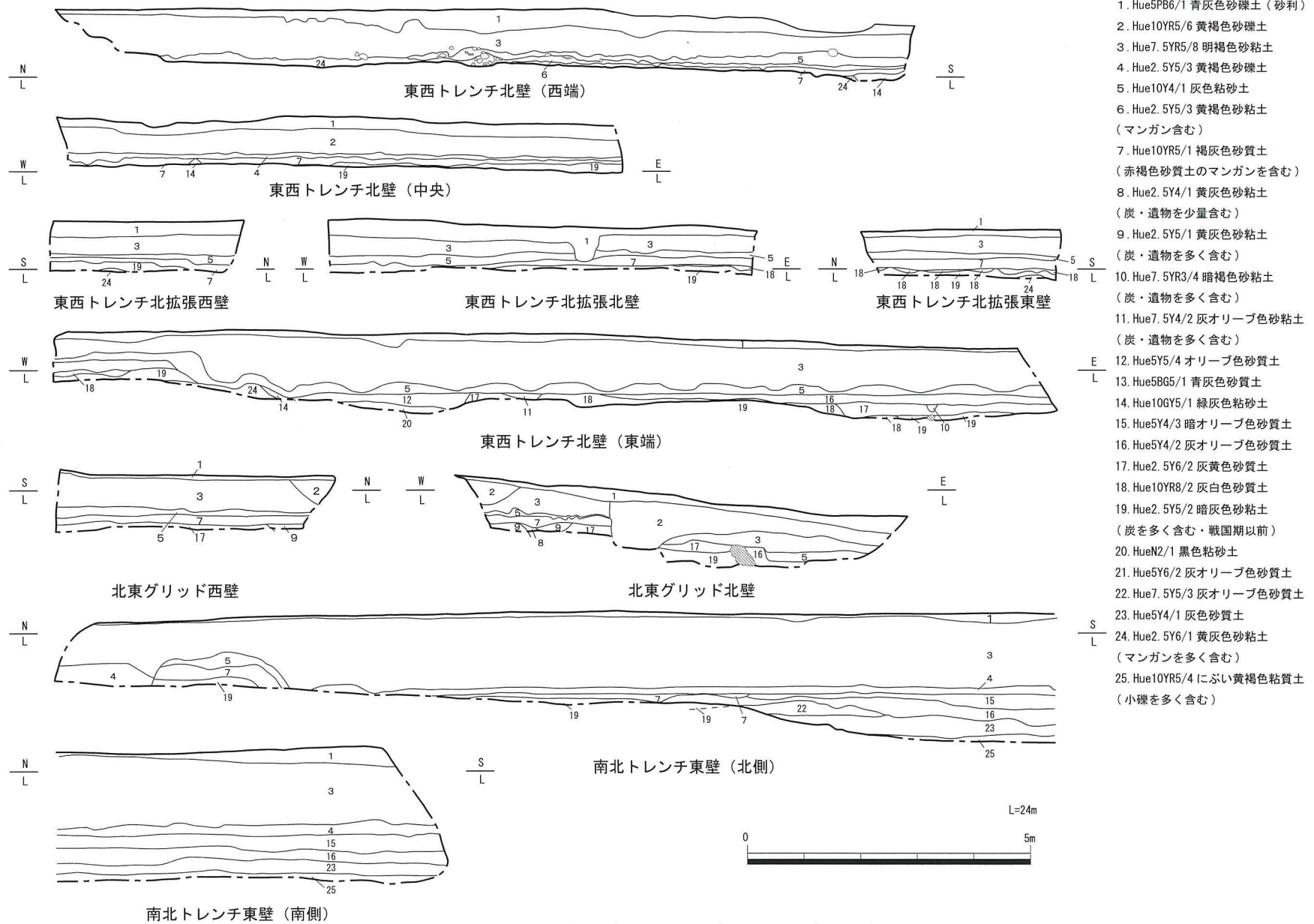
東西トレンチ北拡張区よりも西や南北トレンチ1南半では、近現代の盛土と考えられる4～25cmの厚さの黄褐色砂礫土(第4層)により削平されており、第5層を見ることはできないが、東西トレンチ西端付近になると、第5層がまた確認できる。

東西トレンチ西端付近では、第5層と第7層の間に床土と考えられる4～24cmの厚さのマンガンを含む黄褐色砂粘土(第6層)が入り込む。また、第19層は確認できず、第7層の下層は8cm以上の厚さのマンガンを多く含む黄灰色砂粘土(第24層)が堆積している。

東西トレンチ東側では、第5層と第19層の間に、4～16cmの厚さで灰オリーブ色砂質土(第16層)、8～20cmの厚さで灰黄色砂質土(第17層)、2～10cmの厚さで灰白色砂質土(第18層)が堆積している。

現状の地形は、西から東にかけて緩やかな斜面となっているが、第5層以下の堆積状況とは一致しない。特に耕作土と考えられる第5層は顕著であり、基本的に平行に堆積する。そして、ほぼ直角な段を数度形成し、東側へと下ってくる。その段の所には木杭列が存在することから、この段が耕作地の単位であり、木杭列が土留めの役割をしていたものと考えられる。このような段を有して東へと下るような地形が、耕作地化したときに形成されたものであるのか、それ以前の地形を踏襲しているのかは、この試掘調査では判明しなかった。

調査地南半では、第3層が約110cmと厚く堆積している。また、第4層よりも下層は、調査地北半に見られた第5・7・6・17・18・19・24層は認められず、上から順に、10～35cmの厚さで暗オリーブ色砂質土(第15層)、10～32cmの厚さで第16層、18～40cmの厚さで灰色砂質土(第



第9図 桜井地区 (S I 14-1) 断面図 (1/100)

23層)、10cm以上の厚さで小礫を多く含むにぶい黄褐色粘質土(第25層)が堆積しているのを確認した。第23・25層は湿地帯状の堆積であり、調査地南半が池や沼といった地形であったことがわかった。第25層には極少量の土器の小片が含まれていたが、年代を特定できるものはなかった。

2) 検出遺構(第10図)

今回実施した試掘調査の期間は、上記のとおりであるが、平成27年6月16日(月)より本調査を開始した。その詳細は改めて報告することとするが、試掘調査で遺構検出しながら、その性格が不明だったものが、本調査により明らかになったものもある。それらについての所見も、簡略ながら述べることとする。

【築地塀 S A01】

東西トレンチ中央付近で検出した。幅約3.5mを測る。東西トレンチのほぼ垂直方向にのびており、試掘調査時にはその調査面積の狭さから築地塀の軸の方向は明らかではなかったが、後の本調査ではほぼ南北方向にのっていることがわかった。

築地塀の版築直上の土内には多量の被熱した瓦と炭、焼け土が含まれており、火災にあったことが知れる。その土内には土師器や青磁といった土器類も少量含まれており、土師器の年代が14世紀前半であるのに対して、瓦の年代は13世紀初頭と年代幅がある。瓦の修補等が行われていないのであれば、築地塀の築造年代は13世紀初頭頃であり、火災にあって焼け崩れた年代を14世紀前半頃と考えられるだろう。

【苑池 S G01】

南北トレンチ2中央付近で2つの巨石が出土した。それらは南北に並ぶように置かれていたが、試掘調査段階ではこれらの性格を判断することはできなかった。

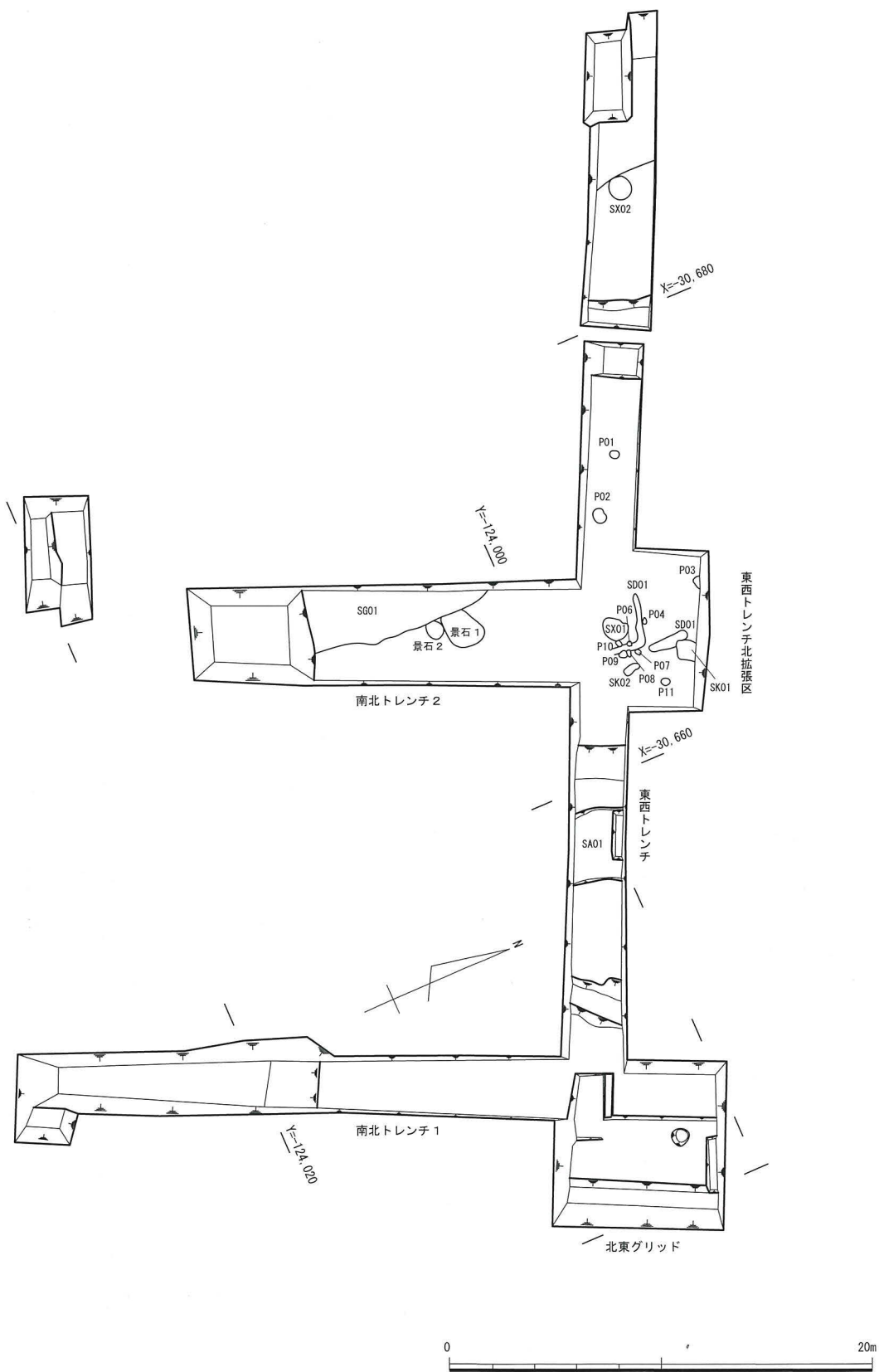
しかし、その後の本発掘調査を進めていくうちに、これらが景石であり、苑池に伴うものであることが判明した。

北側の景石1は、長径108cm、短径98cmで、平面形状はほぼ円形を呈する。石材は、丹波帯産のチャートである。

南側の景石2は、長径97cm、短径55cmで、平面形状は楕円形を呈する。石材は、景石1と同様に、丹波帯産のチャートである。

また、景石1・2の南側や南北トレンチ1の南側では、北側と堆積の様相が変わり、粘質土の堆積が見られるが、これも単なる湿地帯ではなく、庭園に伴う池であることが、後の本発掘調査によって判明した。

詳細はまた別に報告するが、本発掘調査においては滝組や遣水跡、滝組に水を流す前に一度



第10図 桜井地区 (S I 14-1) 平面図 (1/300)

貯水するための池なども検出している。

【石組み遺構 S X01】

その後の本発掘調査においても、どのような用途で使用されたかはわからなかった。しかしながら、25cm程度の石を8個組み合わせて上面に平坦面を作り出しており、明らかに人為的な遺構である。その全体の平面形状は、長径94cm、短径49cmの楕円形を呈する。

【水桶 S X02】

直径206cmの木桶であり、室町時代末にこの地が耕作地化した時に、水等を貯めることを目的として使用されたものであると考えられる。試掘調査では、平面形状を検出したのみであり、埋土の掘削は行っていない。

【その他の遺構】

ピット P01～11、溝跡 S D01・02、土坑 SK01・02は、試掘調査では平面形状を検出したのみであり、埋土の掘削は行っておらず、その性格は不明である。

3) 出土遺物 (図版 6・7)

遺物包含層(第19層)からは、土師器・須恵器・瓦器といった土器類が出土している。これらの年代は、13～16世紀初頭までと長い期間であり、ほぼ中世を通して人々が生活していた場であることがわかる。大きく13～14世紀前半、15世紀、16世紀の三時期に分けることができるが、特に13～14世紀前半、16世紀の遺物の量が多く、15世紀の遺物の量は少なく、13～14世紀前半と16世紀に盛んにこの地が利用されたことがわかる。

築地塀跡 S A01の直上には、多くの瓦類の中に少量の土師器と青磁が含まれる。前述のとおり、瓦の年代は13世紀初頭、土師器の年代は14世紀前半、青磁の年代が13世紀代と考えられ、瓦の修補が行われていないのであれば、この築地塀は13世紀初頭頃に築造され、14世紀前半頃に火災等に遭い、焼け崩れたものと考えられる。

軒丸瓦の文様は、蓮華文であり、中房の中に「卍」を入れる。中房部分に「卍」を入れる蓮華文は、法勝寺⁽²⁾や常盤仲之町集落跡⁽³⁾などで出土している。軒平瓦の文様は、剣頭文であるが、大きく分けて、中心に菊のような文様を入れるものと入れないもの二種類が存在する。菊のような文様をいれるものは、常盤仲之町集落跡⁽⁴⁾からも出土している。これらの瓦の全長は、軒丸瓦が21cm前後、軒平瓦が16cm前後、丸瓦が25cm前後、平瓦19cm前後と非常に小さく、築地塀や建物の葺部分に葺かれたものと考えられるが、今回出土したものは築地塀で使用されたものであろう。洛北地域で焼かれたものと考えられる。

4) まとめ

調査地は、南半が弥生時代～近世の集落跡であるが、今回の試掘調査では瓦や陶磁器といった貴族の邸宅や寺院といった遺構を想定させるような遺物が出土しており、桜井遺跡とはその性格が異なる。そのため、新たに遺跡を設定し、旧小字名をとって「西浦門前遺跡」と命名した。今後、この地を「西浦門前遺跡」として取り扱っていくこととする。

出土した瓦は、文様は異なるが、大きさ、焼成、製作技法が平成21年度の広瀬遺跡の発掘調査で出土した瓦⁽⁵⁾とよく似ているものである。平成21年度の瓦は、洛北の栗栖野瓦窯産のものであり、水無瀬離宮関連施設で使用されたと考えられている。今回出土したのも洛北地域で焼かれたものであり、当時の本町域に洛北産の瓦がもたらされる背景というのは、やはり水無瀬離宮の関係でしか考えられない。

平成21年度の調査地は、今回の調査地から北東約600mの、標高が約10m低い場所に位置する。『百鍊抄』によれば、「上皇御移徒水無瀬殿新御所。是本御所去年大風洪水之時。顛倒流失之間。更點他所所被造営也。」とあり、建保四年（1216）の大風洪水により、御所（水無瀬離宮）が転倒流失したため、他所の場所に造営を行ったと述べられているが、その場所は『明月記』によれば、「山上有池、池之上被構瀧、塞川堀山」とあるように、山の上であることがわかる。平成21年度の調査地が平野部であるのに対して、今回の調査地は山の斜面に位置しており、大風洪水後に建て替えられた水無瀬離宮である可能性がある。このような遺構の存在が考えられたため、試掘調査後、本発掘調査へと移行することとした。

当初三箇所グリッドを設定し、試掘調査を行う予定であったが、多くの遺物を含む包含層を確認したため、急遽計画を変更し、その後の発掘調査の調査範囲の確定を重視したものとなった。そのため、遺構掘削などは行っていない。それぞれの遺構の詳細などは、その後の本発掘調査の報告書内で述べたい。

註

- (1) 大塚 隆 1997 『中央自動車道西宮線拡幅工事に伴う越谷遺跡 他 発掘調査報告書 伝待宵小侍従墓・源吾山古墳群』名神高速道路内遺跡調査会調査報告書第2輯 名神高速道路内遺跡調査会
- (2) 西田 直二郎・魚澄 惣五郎・中村 直勝・梅原 末治 1925 「法勝寺址」『京都府史蹟勝地調査会報告』第6冊 京都府
- (3) 鈴木 廣司 1978 「瓦」『常盤仲之町集落跡発掘調査報告』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第3冊 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- (4) 註3と同
- (5) 久保 直子 2012 『広瀬遺跡（国木原）発掘調査概要報告』島本町文化財調査報告書第19集 島本町教育委員会

第5節 東大寺地区（MS14-1）遺跡範囲確認調査

調査期間：平成26年12月2日（火）から12月3日（水）

調査地：大阪府三島郡島本町東大寺三丁目62-2、64

調査面積：約18.0㎡

調査経緯

調査地は奈良～平安時代の荘園跡である水無瀬荘跡に位置する。

平成25年度に調査地北隣の敷地を試掘調査しており、その調査では河川の氾濫等による堆積を確認したのみであり、明確な遺構は確認していない⁽¹⁾。

しかしながら、調査地より約40m西の場所では、古墳時代や奈良時代、平安時代の土器が採されており⁽²⁾、南西約40mに位置する場所での試掘調査では、遺物包含層と溝跡を確認している⁽³⁾。また、約140m南には建保5年（1217）に建て替えられた水無瀬離宮の推定地が存在する。平成22年度の試掘調査地や水無瀬離宮の推定地は、20mほどであるが、平成25年度の試掘調査時よりも南側にあるため、それらの遺構がどの範囲まで広がっているかを確認するために試掘調査を実施した。

この試掘調査は宅地造成に伴うものであり、道路の敷設が計画されている部分を対象とした。道路東端・西端付近に南北約3m、東西約3mのグリッドを設定し、西側を西グリッド、東側



第11図 東大寺地区（MS14-1）調査位置図（1/2,500）

を東グリッドと呼ぶこととした。掘削は現地表面より約2mの深さまで行った。

1) 層位 (第12図)

上から順に、12～22cmの厚さで現耕作土である黒褐色粘砂土(第1層)、7～18cmの厚さで床土と考えられるマンガンを含む暗灰色シルト(第2層)が堆積し、その下層には、東グリッドでは16～40cmの厚さで流路状の堆積である15cmまでの礫を非常に多く含む褐色砂礫土(第3層)が面的に広がっているのを確認した。一方、西グリッドでは、第3層が厚く堆積しており、140cm以上の厚さで堆積がしているのを確認した。

東グリッドの第3層の下層には、ややしっかりとしたにぶい黄褐色シルト(第6層)が存在したため、一旦その直上で面的に広げて遺構や遺物の有無の確認を行ったが、明確なものは存在しなかった。第6層は100cm以上の厚さで堆積しているが、東グリッドの北西側では第3層と第6層の間に、14～30cmの厚さで褐色シルト(第4層)、42～70cmの厚さでにぶい黄褐色砂礫土(第5層)が入り込んでいる。第4・5層はレンズ状に堆積しており、流路による堆積だと考えられる。第6層も川の氾濫等による土砂の堆積であろう。

第3層から土器の小片が出土しているが、流路により流れ込んだものと思われる。他の層からの遺物の出土は見られなかった。

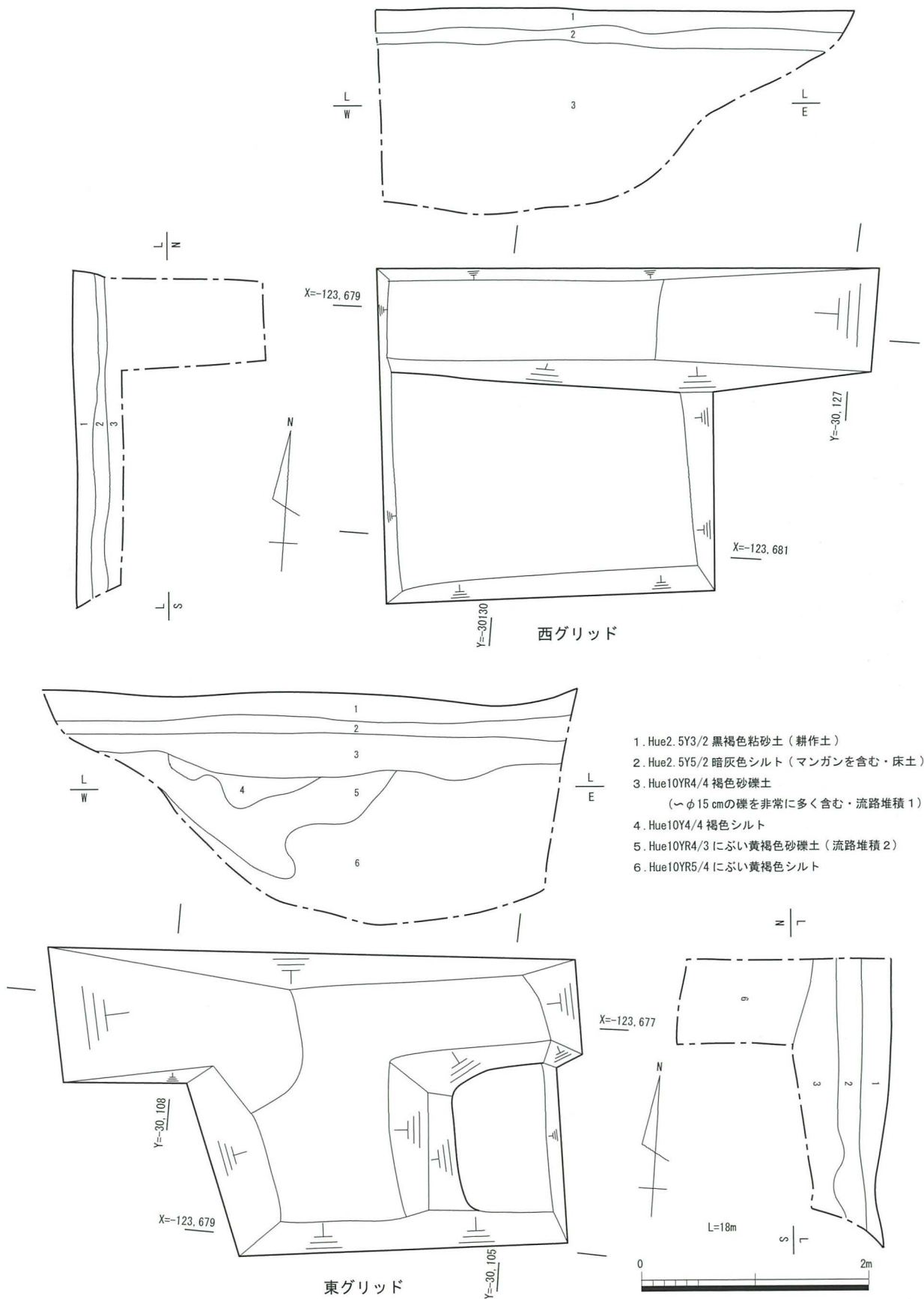
2) まとめ

調査地北側に位置する平成25年度の試掘調査と同様に今回の調査でも、耕作土とその床土の下層に流路による堆積を確認した。平成25年度の試掘調査では薄かった砂礫層が、特に西グリッドでは厚く堆積をしており、西グリッド付近が流路の中心であったと考えられる。小字名「水汲」という地名が表すとおり、この地には大きな流路が流れており、人々が生活のために、水を汲みに来た場所なのであろう。

平成22年度の試掘調査や水無瀬離宮の推定地と距離は近いものの、今回の調査では明確な遺構や遺物は検出されておらず、これらの遺構はより南西側に存在していると思われる。今後、その範囲を知るためにも、より南西側での調査を行なっていきたい。

註

- (1) 木村 友紀 2014 「東大寺地区遺跡範囲確認調査(MS13-1)」『広瀬・江川・東大寺・高浜地区遺跡範囲確認調査概要報告』島本町文化財調査報告書第25集 島本町教育委員会
- (2) 奥村 寛純 1985 「東大寺三丁目にも古墳時代から人々が住んでいた」『郷土島本』Vol. I - No. 5 (合冊本『水無瀬野』第1巻に所収) 郷土島本研究会
- (3) 久保 直子 2011 「東大寺地区遺跡範囲確認調査」『山崎・東大寺・広瀬地区遺跡範囲確認調査概要報告』島本町文化財調査報告書第17集 島本町教育委員会



第12図 東大寺地区 (MS14-1) 平面図・断面図 (1/50)

第3章 平成26年度埋蔵文化財調査概要

この章では、島本町内で平成26年度に実施した埋蔵文化財調査についての概要を報告する。平成26年度の文化財保護法第93条第1項・第94条第1項に基づく「埋蔵文化財発掘の届出・通知」（以下届出・通知と表記する）件数は、平成27年2月25日の時点で56件をかぞえ、これらに対する指導事項の内訳は、開発事業に伴う発掘調査2件、試掘調査2件、立会調査9件、慎重工事43件である。

届出・通知のあった遺跡は、包蔵地としての範囲が広いこともあって広瀬遺跡が49件と最も多く、次いで水無瀬荘跡が3件、西国街道が2件、桜井遺跡・桜井御所跡が各1件ずつである。

この届出・通知にかかる工事目的の内訳は付表2のとおりであり、個人住宅・分譲住宅の新築・建て替え工事の合計が43件と大半を占めている。前年度の届出・通知件数が89件であるのに対して、今年度の件数が56件と大きく減少しているが、大規模開発は依然として多く、全体の調査面積は大幅に増加している。

また、島本町では、平成20年7月1日より文化財保護条例を施行し、条例の第18条第4項において「埋蔵文化財の包蔵地が周知されている土地以外の土地において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で掘削しようとするときは、その内容について教育委員会と協議する」ことを定めた。この条例に従い、周知の埋蔵文化財包蔵地外においても届出の提出をお願いし、協議すると共に指導を行った。その指導事項の内訳は、埋蔵文化財包蔵地外での開発事業に伴う「土木工事計画届出書」（以下、届出書と表記する）92件のうち、試掘調査0件、立会調査6件、慎重工事86件である。前年度の届出書が104件であったので、若干減少しているものの、届出・通知ほどの大きな変化は見られない。

道路	0件	鉄道	0件	空港	0件
河川	0件	港湾	0件	ダム	0件
学校	1件	宅地造成	3件	個人住宅	26件
分譲住宅	17件	共同住宅	2件	兼用住宅	0件
その他住宅	1件	工場	0件	店舗	0件
その他建物	0件	土地区画整理	0件	公園造成	0件
ゴルフ場	0件	観光開発	0件	ガス	1件
電気	1件	水道	2件	下水道	1件
電話通信	0件	農業基盤	0件	農業関係	0件
土砂採取	0件	その他開発	1件		

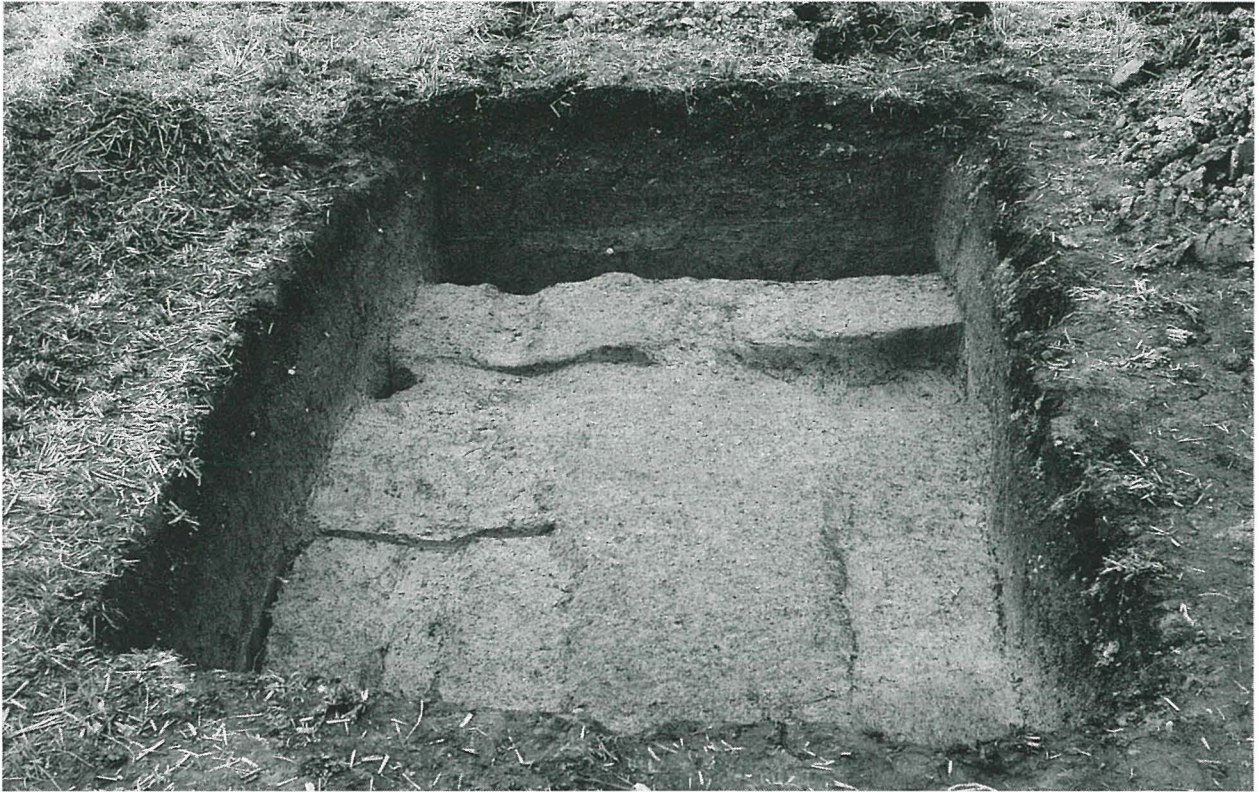
付表2 平成26年度 埋蔵文化財発掘の届出・通知の工事目的内訳

道路	0件	鉄道	0件	空港	0件
河川	0件	港湾	0件	ダム	0件
学校	0件	宅地造成	2件	個人住宅	16件
分譲住宅	15件	共同住宅	2件	兼用住宅	0件
その他住宅	0件	工場	0件	店舗	0件
その他建物	2件	土地区画整理	0件	公園造成	0件
ゴルフ場	0件	観光開発	0件	ガス	36件
電気	5件	水道	4件	下水道	6件
電話通信	2件	農業基盤	0件	農業関係	0件
土砂採取	0件	その他開発	0件		

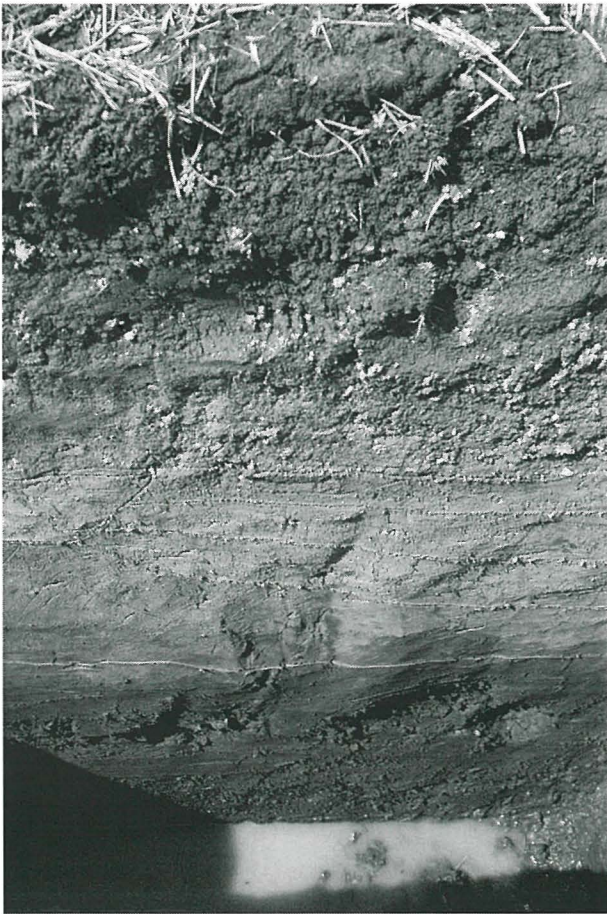
付表3 平成26年度 土木工事計画届出書の工事目的内訳

この届出書にかかる工事目的の内訳は付表3のとおりであり、個人住宅・分譲住宅の新築・建て替え工事とガス管の新設・撤去・入れ替え工事の合計が69件と大半を占めている。昨年度に引き続き、埋蔵文化財包蔵地外における大規模な宅地造成により、分譲住宅の割合が非常に大きくなった。町内の平野部にはまだ農地が多く、開発の波も続いていることから、今後暫くはこの傾向が続くものと思われる。また、それに伴い、ガス管工事なども同様の状態が続くものと思われる。

圖 版



調査区全景 (東から)



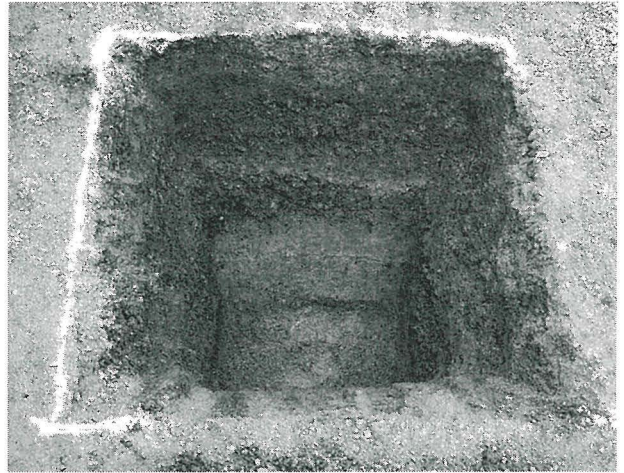
調査区西壁



S D03・P01 (北から)



西調査区全景 (東から)



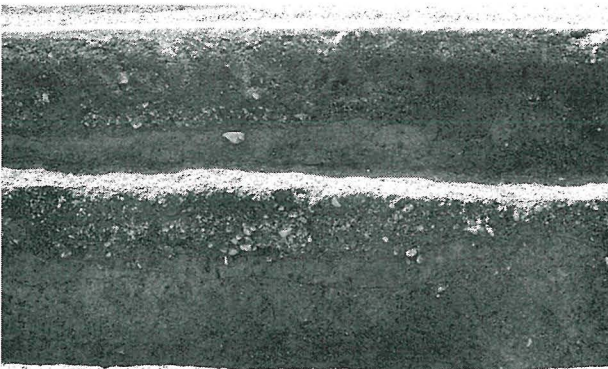
東調査区全景 (西から)



西調査区西壁



東調査区東壁



西調査区南壁



東調査区南壁



西グリッド (東から)



東グリッド (西から)



西グリッド北壁



東グリッド北壁



西グリッド西壁



東グリッド東壁



北東グリッド全景 (南から)



東西トレンチ (S A01・南から)



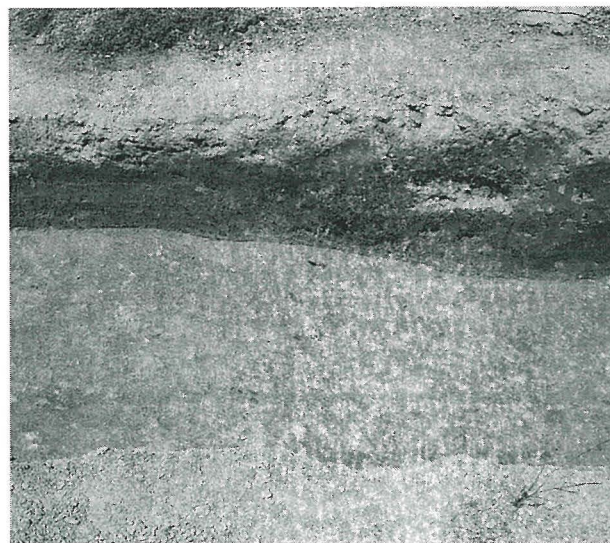
北東グリッド北壁



S A01遺物出土状況



東西トレンチ北壁 (東端)



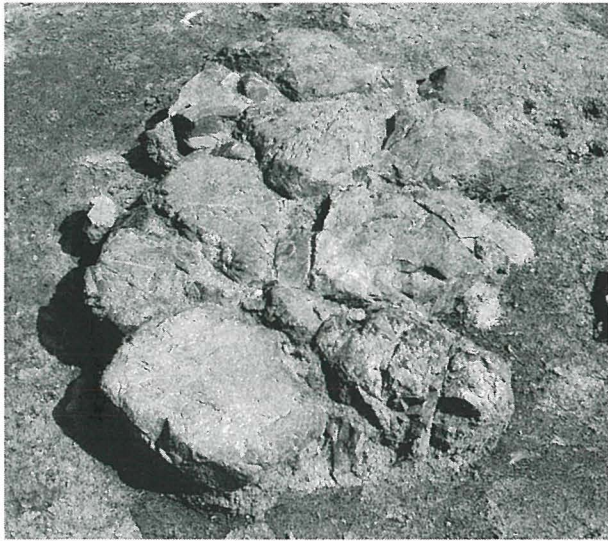
東西トレンチ (段差部分・南から)



東西トレンチ北拡張区全景 (南から)



東西トレンチ (S X02・南から)



S X01 (北西から)



南北トレンチ1 (落ち込み部分・西から)



東西トレンチ北拡張区遺物出土状況



南北トレンチ1 (南端付近・西から)



軒丸瓦



軒平瓦



丸瓦



平瓦



土器類



西グリッド全景 (南東から)



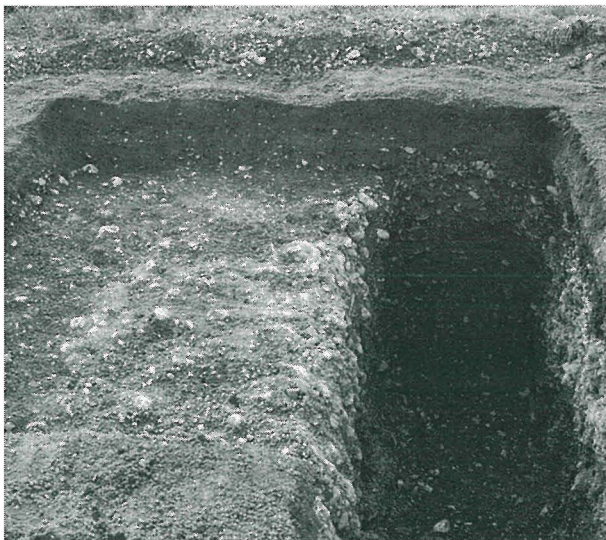
東グリッド全景 (南西から)



西グリッド北壁



東グリッド北壁



西グリッド西壁



東グリッド東壁

報告書抄録

ふりがな	しまもとちょうぶんかざいちょうさほうこくしょ
書名	島本町文化財調査報告書
副書名	桜井・広瀬・青葉・東大寺地区遺跡範囲確認調査概要報告
巻次	
シリーズ名	島本町文化財調査報告書
シリーズ番号	第27集
編著者名	木村 友紀、坂根 瞬
編集機関	島本町教育委員会事務局 生涯学習課
所在地	〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 Tel.075-961-5151
発行年月日	平成27年3月31日

ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
所収遺跡	所在地	市町村	遺跡番号					
遺跡範囲								
ほうぞうちがい 包蔵地外 (SIT13-1)	しまもとちょうさくらい 島本町桜井三丁目 38-1	27301		34° 52' 52"	135° 39' 39"	2014.3.3 ～ 2014.3.4	6.0㎡	共同住宅建設 に伴う記録保 存調査
ひろせいせき 広瀬遺跡 (HS13-3)	しまもとちょうひろせ 島本町広瀬二丁目 327-1	27301	14	34° 53' 10"	135° 40' 14"	2014.3.10 ～ 2014.3.21	59.0㎡	
ほうぞうちがい 包蔵地外 (ABT14-1)	しまもとちょうあおば 島本町青葉一丁目 1061-1	27301		34° 52' 40"	135° 39' 51"	2014.4.14 ～ 2014.4.16	12.0㎡	集合住宅建設 に伴う記録保 存調査
さくらいせき 桜井遺跡 (SI14-1)	しまもとちょうさくらい 島本町桜井三丁目 362-1他	27301	12	34° 53' 1"	135° 39' 40"	2014.5.22 ～ 2014.6.2	425.2㎡	研究施設建設 に伴う記録保 存調査
みなせのしょうあと 水無瀬荘跡 (MS14-1)	しまもとちょうとうだいじ 島本町東大寺三丁目 62-2、64	27301	10	34° 53' 16"	135° 40' 3"	2014.12.2 ～ 2014.12.3	18.0㎡	分譲住宅建設 に伴う記録保 存調査

所収遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
包蔵地外 (SIT13-1)	—	中世～近世	溝 跡	土師器、国産陶磁器	桜井遺跡を拡張
広瀬遺跡 (HS13-3)	集落	—	—		特になし
包蔵地外 (ABT14-1)	—	—	—		特になし
桜井遺跡 (SI14-1)	集落	中世	苑 池 築地塀	土師器、須恵器、瓦器、 輸入陶磁器、瓦	新遺跡、西浦門 前遺跡を設定
水無瀬荘跡 (MS14-1)	荘園	—	—		特になし

島本町文化財調査報告書 第27集

発 行 島本町教育委員会
 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
 TEL 075-961-5151
 発行日 平成27年3月31日
 印 刷 三星商事印刷株式会社
 〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下ル弁財天町300
 TEL 075-256-0961

